

#### 4 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針【景観法第8条第2項第3号関係】

##### (1) 指定の基本的な考え方

景観重要建造物等の指定制度は、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物等を指定するものであるが、単に外観上重要なものにとどまらず、地域住民の景観価値の共有やその管理運営等を契機に持続的な景観まちづくりへ発展する可能性を有した建造物等についても、積極的な指定を行う。

##### (2) 景観重要建造物の指定の方針

街開きから四半世紀余り経過した本計画区域には、地域固有の伝統的な意匠を有している建造物や歴史的価値を有する建造物こそないものの、現代都市としての発展を象徴する建造物や、緑豊かな街並みを代表する建造物等が存在している。

これらの建造物で、公共の場所から容易に視認することができ、景観上優れた外観を有するもののうち、次のいずれかに該当するものについて、景観重要建造物の指定を行う。

地域のシンボリックな存在であり、周辺の景観を先導し特徴づけている建造物  
歴史的・文化的に価値が高いと認められる建造物  
地域景観の形成に取り組む上で、景観価値の共有等重要な役割を担うと認められる建造物

##### (3) 景観重要樹木の指定の方針

本計画区域内には、地形や植生など自然特性を活用した開発が実施された経緯もあり、緑豊かな街並みの形成に寄与する樹木や樹林が数多く位置している。

これらのうち、樹高があり樹幹も太く、葉ぶりが良好である単独あるいは一団の樹林を形成しているもの（以下「樹木等」という。）で市民に親しまれている樹木等において、次に示す項目に該当する樹木等を、景観重要樹木として指定する。

市民に親しまれ、周辺の景観を特徴づけている樹木等  
地域の自然、歴史文化等から見て、特に価値が高いと認められる樹木等  
地域景観の形成に取り組む上で、景観価値の共有等重要な役割を担うと認められる樹木等